

五泉市地域公共交通活性化協議会公印規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、五泉市地域公共交通活性化協議会の公印の種類、管理等について、必要な事項を定めるものとする。

（公印の種類）

第2条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。

（1） 五泉市地域公共交通活性化協議会長之印

（公印のひな型及び寸法）

第3条 公印のひな型及び寸法は、別表のとおりとする。

（公印の台帳）

第4条 事務局長は、公印台帳（様式第1号）を作成し、整理及び保存をしなければならない。

（公印の管理方法）

第5条 事務局長は、公印を厳正に取り扱い、使用しないときは堅固な容器に納め、施錠のうえ保管するものとする。

（公印の使用）

第6条 公印を使用するときは、事務局長の許可を得なければならない。

（公印の新調、廃止）

第7条 公印を新調又は廃止するときは、事務局長は会長の許可を得なければならない。

（その他）

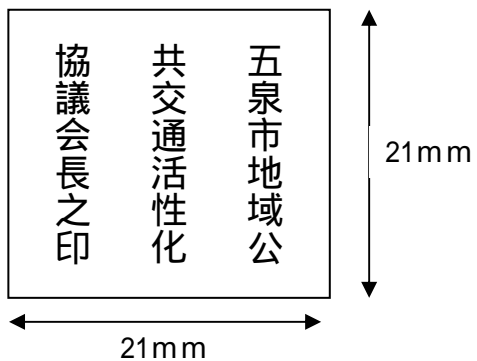
第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）五泉市地域公共交通活性化協議会長印



様式第1号（第4条関係）

公印台帳

公印名			
新調	年 月 日	廃止	年 月 日
理由		理由	
印影		書体	
		寸法	